

議 事 録

1 日時

令和元年10月10日(木)

午後1時30分～午後2時40分

2 会場

和歌山市役所 11階 教育委員室

3 出席者

【教育長及び委員】

教育長 富松 淳
委員 藤本 禎男
委員 森崎 陽子
委員 波床 昌則
委員 打田 雅子

【事務局職員】

教育局長	津守 和宏	教育学習部長	坂下 雅朗
学校教育部長	中北 晴美	教育政策課長	中村 保
教育政策課副課長	上中 英人	教育施設課長	原田 勝誠
生涯学習課長	加藤 裕晃	学校教育課長	東 康修
教職員課長	梅野 作治	教育研究所長	岡本 友尊
保健給食管理課長	中 住弘	市民図書館副館長	井上 豊英
市立和歌山高等学校教頭	林 孝信	学校教育課専門教育員	田辺 麻衣子
生涯学習課生涯学習推進班長	上峠 仁美	生涯学習課主事	山西 剣
教育政策課総務政策班長	楠本 佳章	教育政策課企画員	南 宏幸
教育政策課事務主任	若林 拓也		

4 開会宣示

富松教育長が、開会を宣示。

5 議事録

9月の定例教育委員会の議事録を承認。

6 署名委員指名

署名委員に打田委員を指名。

7 教育長挨拶及び教育長職務代行者の指名

富松教育長

まず初めに、私は、10月3日付けで教育長に就任しました富松淳です。一言ご挨拶申し上げます。

－富松教育長 挨拶－

教育長職務代行者については、学校現場の経験者であり、現在も教育関係に携わっていることから、藤本委員を、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13号第2項の規定に基づき指名します。

8 報告及び議案

本日は、報告が4件、議案が7議案となっています。議案第42号については、会議規則第5条第6号に当たるもので、秘密会が適当だと思いますが、いかがでしょうか。

委員一同

異議なし。

富松教育長

異議なしと認め、議案第42号については、秘密会とします。

報告第12号 9月定例市議会について

富松教育長

それでは、まず初めに、報告第12号「9月定例市議会について」説明をお願いします。

坂下教育学習部長

それでは、報告第12号「9月定例市議会」について、概要を報告させていただきます。

市議会は、令和元年9月11日に開会し、10月2日に閉会しました。今回は、一般質問の期間が5日間あり、計17人の議員が質問されましたが、そのうち6人の議員から、教育委員会に対し「中学校給食について」、「地方自治体における民間委託問題について」、「コミュニティセンターについて」、「児童虐待について」、「小学校の外国語教育について」などに関する質問がありました。

一般質問の内容及び市長、教育長、部長の答弁につきましては、前もって資料として送付させていただいておりますので、ここでの説明は省略させていただきます。

経済文教委員会につきましては、9月26日に開催され、令和元年度和歌山市一般会計補正予算及び条例改正について審議いただきました。

令和元年度和歌山市一般会計補正予算の内容は、幼児教育無償化事業、音楽教育充実事業、また、債務負担行為の補正として若竹学級運営委託事業、小学校給食民間委託事業、学校給食第一共同調理場調理等業務委託、学校給食第二共同調理場調理等業務委託です。条例改正は4件で、「和歌山市立学校条例の一部改正」、「和歌山市民図書館条例等の一部改正」、「和歌山市立子ども支援センター条例の一部改正」、「和歌山市立和歌山高等学校非常勤講師等の報酬及び費用弁償支給条例の廃止」です。また、報告案件は3件で、「和歌山市太陽光発電設備

設置に係る小中学校屋内運動場屋根貸し事業に伴う業者選定について」、「令和元年度附属機関の会議開催について」、「市民図書館の会館時期について」を報告しました。

審議の結果、すべての議案は可決されましたが、若竹学級運営委託事業については、民間の業者選定過程の透明性を高めることなどを始めとした5点の付帯決議がなされました。

以上が、9月定例市議会の概要です。

富松教育長

この件について、何か質問はございませんか。

森崎委員

若竹学級の件です。7ページのところですが、民間委託の導入ということで、方向性を決定されたということですが、どのような組織に決められたのか、また、決まっていないのか、その状況をお教え願いたいと思います。

坂下教育学習部長

今回9月議会にて承認されました、若竹学級の民間委託事業についてですが、スケジュール的には12月の年末までに、和歌山市を一つのエリアとして一つの事業所に委託、選定しようと考えております。その過程において、この10月には保護者の説明会を各コミュニティセンターの方で開催しまして、また、指導者に対する説明会も行います。

そうした、保護者の方、指導者の方の声をできる限り業者選定の過程に反映させていきたいと考えて作業を進めておるところでございます。以上です。

藤本委員

24ページの丹羽市議会議員のご質問の件のところなんですけども、8月に虐待に関する研修の実施を調査したところ、校内研修がまだ実施できていない学校があるということで、答弁が原前教育長がされているんですけども、再質問でまだ甘いところがあるというふうに言われているんですけども、幼、小、中、義務教育学校で、どれくらいができていないのかお教えいただきたいと思います。

東学校教育課長

まず小学校ですが、既に実施をしているところが9校、予定をしている学校が12校、予定をしていないと回答したところが29校になります。

中学校ですが、実施を済ませている学校が2校、予定有が4校、予定なしが12校です。

藤本委員

小学校で予定なしというところが、29校も今あると東課長から教えていただいたんですけども、虐待とか神戸市で大変になっているいじめとかですね、それらを鑑みましたら、もっと小学校で研修を組んで小学校で1年間の長いスパンで現職教育なんかを決めているところがあるんですけども、こういう命に関わるとか、そういったところの部分にしては、それをやっぱり、少しでも早く取り組むというのが、学校が遅れて、遅れて、事案が大きくなってしまうということがありますので、もう少し早くやっていただけたらなと思っています。以上です。

東学校教育課長

委員ご指摘のとおりでございます。本来は4月5月ぐらいの段階で当然やっておいて、お互い情報共有をして、アンテナをたてて、子供の様子をしっかりと見ていくことが本来の筋かと思いますが、今回。虐待の手引きを利用して、きちっとした研修をということですので、学校として十分な研修がまだできていないというような部分もあるかもわかりません。学校それぞれのところ、個別には聞かしてもらっていないので、アンケートとして集計した結果ですので、今後とも校長会等でしっかり研修を早く実施するように伝えていきたいと考えております。以上です。

中北学校教育部長

先日の小学校の校長会、そして中学校の校長会でもこの件については必要と指示はしております。

富松教育長

反応はどうでしたか。

中北学校教育部長

真摯に受け止めております。予定なしと回答した学校については、いついつどんな研修というところまでの予定ができていないという部分も含めています。なので、必ずこの手引きをきちんと使ってやるようにと再度指示したところですよ。

富松教育長

先ほど藤本委員も言われたように、子供の命に関わってくることになるので、しっかりと研修をさせるようにお願いします。

森崎委員

県の方の情報では、29年度が2,456件、30年度には2,879件という情報を教育委員会の方からいただいているんですが、和歌山市の実態というのは、昨年、一昨年の児童虐待のことですね、お分かりなんでしょうか。

富松教育長

東課長わかりますか。

東学校教育課長

申し訳ありません、少し時間をいただきたいです。

森崎委員

増えていっていると思うので、今の研修のことも含めて是非おさえられるようにしていただければと思います。

富松教育長

後でみなさんに、実態の数字をしっかりと報告できるようにできるか。

中北学校教育部長

はい。

東学校教育課長

はい。

富松教育長

他にご質問はございませんか。よろしいですか。

委員一同

はい。

報告第13号 公有財産引受けについて

富松教育長

続きまして、報告第13号「公有財産引受けについて」説明をお願いします。

加藤生涯学習課長

「公有財産引受けについて」ご説明させていただきます。机上配布の差替をご覧ください。

岡崎の第2工場跡地の利活用ということで、東部コミュニティセンターの駐車場及び多目的広場として活用することになりました。

よって、和歌山市森小手穂51番地1から始まりまして12筆合計7,024.99㎡の土地が教育財産となりました。

裏側の2ページをご覧ください。中央L字で斜線で網掛けしている部分があります。そこが新たに東部コミュニティセンターの敷地になります。報告は以上です。

富松教育長

この件について、何かご質問はございませんか。

第2工場の敷地の一部を生涯学習の東部コミュニティセンターの敷地にするというのです。よろしいですか。

委員一同

はい。

報告第14号 令和2年度和歌山市立和歌山高等学校入学者選抜実施要項について

富松教育長

続きまして、報告第14号「令和2年度和歌山市立和歌山高等学校入学者選抜実施要項について」説明をお願いします。

東学校教育課長

8月の定例教育委員会において、入学者選抜の概要について、9月には入学者の募集定員についてご審議いただきました。入学者選抜実施要項がまとまりましたので報告第14号として報告いたします。

1ページをご覧ください。

考査手数料については、全日制課程が2,200円、定時制課程が950円です。県立高等学校と同額です。

各学科の募集定員については、全日制課程、総合ビジネス科160名、デザイン表現科40名、普通科60名、定時制課程、ビジネス実践科40名、ビジネス情報科40名です。

検査日程については、県立高校と同じになっています。

合格者の発表は3月18日午前10時です。

2ページをご覧ください。

追募集ですが、出願受付は3月24日、検査等実施日時は3月26日、合格者の発表は3月30日午前10時となっています。

3ページをご覧ください。

心と体が一致しないトランスジェンダーの生徒に配慮し、令和2年度入学の入学者選抜から、入学願の性別記入欄を削除しました。平成31年度までは、本人氏名や生年月日、保護者氏名のほか、性別記入欄がありましたが、一般選抜のほか、スポーツ推薦なども含め全ての入学願で削除しています。性別を書かないことによる選考への影響はありません。

5ページの入学志願者調査書をご覧ください。

中学校から市高に提出される調査書の性別記入欄については、選考後、クラス編成等で性別を認識しておく必要があるため、これまでどおりの様式です。

この後の検査内容については、林教頭より説明させていただきます。

林市立和歌山高等学校教頭

検査内容についてですが、一般選抜において、全日制課程全学科で学力検査を実施いたします。それに加え、デザイン表現科においては実技検査として、鉛筆による簡単な素描を実施いたします。また、定時制課程ビジネス実践科・ビジネス情報科においては、学力検査に加え、両学科とも面接を実施いたします。

「学力検査の成績」については、各教科100点満点とし、計500点満点とします。普通科については、学科の特色を考慮し、国語、数学、英語の得点を2倍する傾斜配点を行います。

また、「調査書の評定」の評価について、デザイン表現科において、美術の評定を2倍、普通科においては、国語、数学、英語の評定を、それぞれ2倍する傾斜評価を行います。

全日制課程総合ビジネス科で実施する、スポーツ推薦の検査内容については、学力検査、面接及びスポーツ実技検査を実施いたします。また、「調査書の評定」の評価について、保健体育の評定を2倍する傾斜評価を行います。

以上報告いたします。

富松教育長

この件について、何かご質問はございませんか。

藤本委員

評定のところなんですけども、1ページ目、先ほど教頭先生から説明がございました、評定のところで、デザイン表現科だったら美術の評定を2倍するというところなんですけども、この部分で第1学年の評定、第2学年の評定、第3学年の評定が市高のほうへ中学校から上がってくると思います。その全てを2倍にするのか、スポーツ推薦だったら、保健体育の第1学年、第2学年、第3学年の評定を2倍するのかなというのが、少し分からないんじゃないかなと思います。

林市立和歌山高等学校教頭

美術・保健体育の評定に関しましては、各学年の評定の合計を2倍としております。

富松教育長

この件について、何か質問はございませんか。よろしいですか。

委員一同

はい。

報告第15号 令和元年度花王音楽教育充実事業研究推進校の決定について

富松教育長

続いて、報告第15号「令和元年度花王音楽教育充実事業研究推進校の決定について」説明をお願いします。

東学校教育課長

報告第15号「令和元年度花王音楽教育充実事業研究推進校の決定について」説明させていただきます。

詳細の方は担当の田辺専門教育員の方がきておりますので説明いたします。

田辺学校教育課専門教育員

花王和歌山工場様におかれましては、中学校音楽教育の充実のために、ファミリーコンサートの収益金を、およそ2年に一度ご寄附いただいています。

今年度は、令和元年5月19日に和歌山県民文化会館大ホールにおいて、「ファミリーコンサート in 和歌山」が開催され、その収益金124万6,000円を全額ご寄附いただきました。

寄附金については、平成25年までは生徒数に応じて各中学校に配分していましたが、平成27年度より花王音楽教育充実事業研究推進校を募り、企画審査を経て選考し、配分しています。

今年度は、8校から楽器の購入及びその活用についての応募があり、7校の助成を決定しました。各学校の決定理由についてご説明します。

楠見中学校では、日頃から地域に根差した活動を行っています。また、5月に台湾の中学校との交流で歓迎演奏もしました。今年度は授業でラテン音楽に取り組みたいと考えているとのことで、多くの生徒が今回の助成を受けて購入したラテン楽器に親しむことができる点も評価しました。

日進中学校では、校内合唱コンクールが開催されており、今年度で52回目になります。小学校との交流会や支援学校でのコンサートなど、活発に、また継続的に合唱に取り組んでいることを評価しました。

河北中学校は、29年使っているフレンチホルンの新調を2年前から希望しております。今年度は7月に台湾の中学校との演奏交流を実施しており、積極的に活動を続けている点も評価しました。

西脇中学校は、加太青少年国際交流センターオープニングセレモニーで記念演奏を行いました。また、普段から地域の小学校や福祉施設などへの訪問演奏を続けている点も評価しました。

明和中学校は、学校内外で活発な演奏活動を行っています。定期演奏会に加え、福祉施設や和歌浦での祭りでの演奏等、地域とのつながりを大切に活動を広げている点も評価しまし

た。

貴志中学校では、合唱部を中心に、地域の夏祭りへの参加、小学校との交流など、地域での活動を広げています。また、キーボードの購入により、グループでの活動等、生徒の主体的な学習をめざし、授業における音楽教育活動を充実させようとしている点も評価しました。

西和中学校では、今年度、県吹奏楽コンクールで金賞を受賞し、県代表として関西吹奏楽コンクールに出場しました。また、医療福祉施設やマリーナシティでの演奏など、地域での活動も積極的に行っていることを評価しました。

以上7校に、ご寄附いただいた124万6,000円を資料のとおり助成することを決定しました。報告は以上です。

富松教育長

一番下の「しかしながら、期限を過ぎてからの申込であった」という、マリンバの紀之川、これはどういうこと。

東学校教育課長

今回の事業に対して、希望のある学校を、期限を切って申込みを受け付けたんですが、どうしてもぎりぎり間に合わなくて、申し込みをしてきたということなんです。何とか、紀之川中学校のマリンバも選考に含めて話をしてきたわけですけども、どうしても金額もある程度こちらで調整をさせていただきながら、希望を聞いてきたんですけども、40万円相当するマリンバがどうしても欲しいんだと、金額が大きいので、期限にも間に合わなかったこともあったんですけども、今花王さんも2年に1回は必ずやっただいてるので、先ほどの河北中学校も2年越しで待って採用された分もありますので、2年後に是非もらえるように頑張りますということで、学校の方から聞いております。

富松教育長

他に何かご質問はございませんか。よろしいですか。

委員一同

はい。

議案第36号 和歌山市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域並びに学校指定に関する規則の一部改正について

富松教育長

それでは、これより議事に入ります。議案第36号「和歌山市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域並びに学校指定に関する規則の一部改正について」説明をお願いします。

東学校教育課長

議案第36号「和歌山市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域並びに学校指定に関する規則の一部改正について」ご説明いたします。

本改正は、浜宮小学校、松江小学校及び貴志南小学校の複合学区通学区域及び貴志小学校に、それぞれ地番修正を行う必要が生じたため、所要の改正を行うものです。

以下、それぞれの概要を説明いたします。

6ページをご覧ください。

まず、浜宮小学校区についてご説明します。

現在、名草小学校区となっている和歌山市布引890番地の15から16の2筆は、いずれも、現在浜宮小学校区である和歌山市布引890番地の4から890番地の14の計11筆より分筆されたものであることが現地調査及び和歌山市地番図の調査により、明らかになったため、浜宮小学校区に修正するものです。

次に7ページをご覧ください。

貴志小学校、松江小学校及び貴志南小学校の複合学区通学区域について説明します。

貴志小学校と松江小学校及び貴志南小学校の複合学区通学区域については、通学区域協議会で諮り、国道26号線の西側と東側で小学校区を分けています。

現在、貴志小学校区となっている和歌山市延時100番地の4、147番地の35、147番地の39から44の8筆については、国道26号線より西側であり、松江小学校及び貴志南小学校の複合学区通学区域であることが現地調査及び和歌山市地番図の調査により、明らかになったため、修正するものです。

また、同じ理由により、現在は、松江小学校及び貴志南小学校の複合学区通学区域となっている和歌山市延時128番地の3、147番地24の2筆については、国道26号線より東側であり、貴志小学校区であることが、現地調査及び和歌山市地番図の調査により、明らかになったため、修正するものです。

改正条項等は、2ページから5ページに掲載している、規則の一部を改正する規則及び新旧対照表になります

説明は以上です。ご審議よろしく申し上げます。

富松教育長

この件について何かご質問等ございませんか。よろしいですか

委員一同

はい。

富松教育長

それでは、ただいまの議案第36号について採決を行います。

原案どおり承認してよろしいでしょうか。

委員一同

はい。

富松教育長

それでは、原案どおり承認します。

議案第37号 和歌山市社会教育指導員設置等に関する規則の廃止について

富松教育長

続いて、議案第37号「和歌山市社会教育指導員設置等に関する規則の廃止について」説明をお願いします。

加藤生涯学習課長

議案第37号「和歌山市社会教育指導員設置等に関する規則」を廃止する規則でございます。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律に基づく措置として、成年被後見人及び被保佐人の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されることのないよう、適切な対応をとるため、和歌山市社会教育指導員設置等に関する規則の、3ページの第3条のところに欠格条項が設けられています。これを削除するということです。

それに伴い、今後、社会教育指導員を雇用する必要がある場合は、地方公務員法に基づく会計年度任用職員として雇用することとするため、この規則を廃止したいと考えています。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

富松教育長

この件について、何かご質問等ございませんか。よろしいですか。

委員一同

はい。

富松教育長

来年度からですが、賃金とか、アルバイトさんとかいろいろあるんですが、会計年度任用職員と言う、1年限りの職員の採用に変わります。働き方の変更を言われておりまして、しっかりと賃金を働いた分だけ払おうということで、予算が少ない中、その制度を国の方も認めていますので、それに準じた形でうちも対応しようと考えています。違いは毎月の給料もあるんですが、それプラス、ボーナス等も出るよということがありまして、若干額的には増加すると思います。

それ以外に、特に教育委員会は期間がばらばらで色んなパターンがあるので、そのへんは今詰めているところでして、もれなく今採用されている方、最後の試験をしまして、希望書の中から内容を吟味した上で、再度、会計年度任用職員として続けてやっていこうとしております。その辺しっかりと総務サイド、下の人事課サイド、うちの人事課サイドと一緒に制度自体をしっかりと読み込んで対応してもらえたらと思います。そういう意味で先ほどの成年の被後見人の所も該当してくるという話です。

それでは、ただいまの議案第37号について採決を行います。

原案どおり承認してよろしいでしょうか。

委員一同

はい。

富松教育長

それでは、原案どおり承認します。

議案第38号 事務の委任について

富松教育長

続いて、議案第38号「事務の委任について」説明をお願いします。

中村教育政策課長

議案第38号「事務の委任について」ご説明させていただきます。

1ページをご覧ください。和歌山市民図書館に駐車場を設置することに伴い、地方自治法第180条の2の規定に基づき市長から教育長に協議がございました。内容は、1にあります「市長権限である和歌山市民図書館の使用料及び手数料の減額、免除及び還付に関することを教育委員会へ委任すること」です。

2ページをご覧ください、参照の条文を載せております。地方自治法第149条第3号により、和歌山市民図書館の使用料及び手数料の減額、免除及び還付に関することは現在市長の権限となっています。

2ページの下段、和歌山市教育委員会に対して権限の一部を委任する規則の(8)をご覧ください。現在、市民図書館の手数料の免除に関することが市長から教育委員会に委任されています。

今回、和歌山市民図書館に駐車場を設置することに伴い、手数料の免除に加えて、手数料の減額及び還付、使用料の減額、免除及び還付についても教育委員会に委任したいと考えています。

2ページ中段、地方自治法第180条の2の規定により、「市長がその権限に属する事務の一部を教育委員会と協議して教育委員会に委任することができる」とされており、市長権限である和歌山市民図書館の使用料及び手数料の減額、免除及び還付に関する事務を効率的に進めるため、教育委員会へ委任することを協議するものです。

1ページにお戻りください。2の実施予定日は、和歌山市民図書館条例等の一部を改正する条例附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日となっておりますが、これは、和歌山市民図書館条例等の一部を改正する条例の公布の日（令和元年10月3日）から起算して8月を超えない範囲内において規則で定める日を指します。駐車場の供用開始日が確定しましたら、「和歌山市民図書館条例等の一部を改正する条例附則第1項第1号の施行期日を定める規則」を制定し、施行期日を定めます。

説明は以上です。ご審議よろしくをお願いします。

富松教育長

何かご質問等ございませんか。よろしいですか。

委員一同

はい。

富松教育長

市民図書館を見る機会がありまして、結構綺麗で明るくて、まだ書架等は全部揃ってないんですが、今言った駐車場の部分、身体障害者用8台ありまして、その部分を市長の方からうちに委任するということになります。

それでは、ただいまの議案第38号について採決を行います。

意見としましては、「特に異議なし」としていう形で、「特に異議なし」というのは市長部局のほうから教育委員会のほうへ委任ということなので、特に異議はないという形で承認してよろしいでしょうか。

委員一同

はい。

富松教育長

それでは、「特に異議なし」として承認します。

議案第 39 号 和歌山市民図書館条例施行規則の一部改正について

富松教育長

続いて、議案第 39 号「和歌山市民図書館条例施行規則の一部改正について」説明をお願いします。

井上市民図書館副館長

議案第 39 号「和歌山市民図書館条例施行規則の一部を改正する規則」について説明いたします。

これまでの市民図書館には所管する駐車場がありませんでしたが、現在建設中の市駅前の新図書館には駐車場を設置し来館者の用に供することとしています。そのため、設置及び使用料金等についての条例改正を行っていますが、使用料の減免措置については規則として定めることとしています。なお、減額及び免除については、和歌山市営駐車場条例及び同施行規則の規定を準用することとします。

1 ページ目は趣旨書となります。すいません、3 の施行期日ですが、カッコの中の令和元年条例第 30 号と 30 が抜けておりまして、申し訳ございません。30 を記入していただければと思います。2 ページ目は規則改正案。この規則改正案の附則にも、カッコの中の令和元年条例第 30 号と 30 が抜けております。申し訳ございません。3 ページ目は新旧対照表です。説明は以上です。ご審議よろしくをお願いします。

富松教育長

何かご質問等ございませんか。よろしいですか

委員一同

はい。

富松教育長

それでは、ただいまの議案第 39 号について採決を行います。

原案どおり承認してよろしいでしょうか。

委員一同

はい。

富松教育長

それでは、原案どおり承認します。

議案第40号 和歌山市民図書館条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正について

富松教育長

続いて、議案第40号「和歌山市民図書館条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正について」説明をお願いします。

井上市民図書館副館長

議案第40号「和歌山市民図書館条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則」について説明いたします。

本年12月から指定管理者が運営を開始することとしております。図書館の運営内容で変更が生じております。また、コミュニティセンター図書室の運営も一部変更する必要がありますので、所要の改正を行います。まず、これまで教育機関組織規則には、館長等の職員体制を定めていましたが、指定管理制度の開始に合わせ、別途、市民図書館の規則として館長等の職員を置くことと定めます。次に、貸出しの対象者は今までは市内在住者・勤務者・通学者等としていましたが、日本国内誰でも貸出しを受けられるようにします。また、従来からの図書館利用券の他、利用券機能登録を受けたカード、いわゆるTカードという指定管理者であるカルチュア・コンビニエンス・クラブが実施するカードですが、それを使用できるようにし、貸出し冊数を10冊から15冊に増やすこととします。

1ページ目は趣旨書、2ページ目から6ページ目は規則改正案、7ページ目から12ページ目は新旧対照表です。なお、13ページ目から15ページ目は、改正を何度か行っていますので、参考資料として改正後の規則を添付しています。説明は以上です。ご審議よろしく申し上げます。

富松教育長

何かご質問等ございませんか。

今までの市民図書館は市民会館の西側にありましたが、それと大きく模様替えし、貸し出しを市民だけではなく、誰でもいいと和歌山市外でもいいよと。あと、カルチュア・コンビニエンス・クラブのカードを使えるようにして、従来の図書館からかなり変わることになるので、その辺を反映させている形になっています。

よろしいですか。

委員一同

はい。

富松教育長

それでは、ただいまの議案第40号について採決を行います。

原案どおり承認してよろしいでしょうか。

委員一同

はい。

富松教育長

それでは、原案どおり承認します。

議案第41号 和歌山市コミュニティセンター条例施行規則の一部改正について

富松教育長

続いて、議案第41号「和歌山市コミュニティセンター条例施行規則の一部改正について」説明をお願いします。

加藤生涯学習課長

議案第41号「和歌山市コミュニティセンター条例施行規則の一部を改正する規則」について説明いたします。先ほどの議案第40号により図書館の運営内容を変更するに当たり、コミュニティセンターの図書室と連携しておりますので、コミュニティセンターの図書室も併せて変更するものです。大きく3点ございます。1点目として、資料の貸出しを受けられる者につきまして、先ほど図書館の説明がありましたように、市内に住所を有する者、市内の事務所、事業所等に勤務する者、市内の学校に通学する者を、日本国内に住所を有する者に変更します。2点目として、貸し出しの制限ですが、現在は1人につき10資料以内としていますが、15資料に枠を広げます。最後は、登録申込書の変更になります。資料は3ページになります。図書館と同一のものとなります。説明は以上です。

富松教育長

何かご質問等ございませんか。よろしいですか。

委員一同

はい。

富松教育長

それでは、ただいまの議案第41号について採決を行います。

原案どおり承認してよろしいでしょうか。

委員一同

はい。

富松教育長

それでは、原案どおり承認します。

続いて秘密会となりますが、秘密会に入る前に「その他」で何かありませんか。

9 その他

中村教育政策課長

次回の教育委員会定例会の日程について、報告をさせていただきます。次回の教育委員会定例会は令和元年11月18日（月）午後1時30分から教育委員室で開催いたしますので、よろしく願いいたします。

富松教育長

他に何かございませんか。無いようですので、これより秘密会に入ります。

10 非公開事案

—以下『』部分については非公開とする—

議案第42号 令和元年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する報告書（案）について

『非公開』